



加島
報

加島

第108号 特集号

41. 3. 10 発行
発行所 鹿兒島県始良郡
加治木町役場
発行人 曾木隆輝
編集人 中元邦夫
印刷所 吉屋印刷

全ご家庭に、もれなく配布

4月1日から実施へ

新しく変わる部落組織

「そのねらいは二つ」

行政組織の整備と

公民館活動の体制整備

部落組織再編成に当って

町長 曾木隆輝

本町の行政の末端組織は、戦後
嘱託員設置条例を制定して、既に
十数年運営して来ました。

しかし、この制度が必ずしも最
上の方法ではないとして、数年来
もつとよい方法はないか、役場の

行政の一方的通達機関、いいかえ
れば、水道管のように上から流れ
るだけにとどまっているようでは

民意を吸い上げるパイプとはなっ
ていないし、また、一方交通で横
とのつながりはないのではないか

など、種々論議されてきました。

当局としても、どうすればよい
か、いろいろ検討もし、いくつも
案をつくって見ました。

しかし、長いしきたりを一朝に
変えることはたいへん困難である
し、幾度か手をつけかけても実施

するまでには参りませんでした。が
昨年から一年がかりで、もつと入
念に案をねることとし、専門委員
会をつくり、ここで調査研究を重
ねてもらうこととしました。

やつと案がまとまり、各機関や
地区住民代表の方々に相談して、
最終的のものがまとまったので、
本年四月を期してこれを具体化す
ることとしました。このねらいは

行政組織と社会教育の二つの面か
ら、地域の発展を自主的にはかっ
てもらうこととし、末端の組織の
担当者は部落自治会長とし、町と
部落の中間に十五人の地区世話人
をおき、絶えず密接なれんげい
をもって、町政の浸透、民意の反映
をはかろうというのが改革の要点
であります。

都会地では都市合併を行なって
広域行政という見地から思い切っ
た措置が講ぜられるし、また、市
町村合併も行なわれつつある時代
に、小さい十戸足らずの部落とい
うからの中にとじこもろうとする
のは、時の流れにそぐわないやり
方と思います。

もちろん、住民感情の無視はで
きませんが、新しいやり方で、町
勢の発展と住民各位の福利増進に
役立てたいという真意を了とせら
れ、本制度を消化していただくよ
う切望します。

買物は
町内の商店で

何とか部落組織を改正して、す
っきりしたものにしたものだ
の意見は、数年来折りにふれて持
ち上っていた問題であります。

他の町村においても同様であっ
たと見え、近來とみに、この問題
に取り組んでいるようであり、先
進地では既に解決
すみのところもあ
るようです。

加治木町におい
ても、昨年五月二
十二名の専門委員
が委嘱され、たび
たびの会合を重ね
研究されました。

不肖私は柄にもな
くその委員長に互
選されました、学
識経験の豊富な各
委員の協力を得て
今日に至った次第
です。

いろいろ検討し
たたび案を練り
直し、先進地の視
察もして、ああでもない、こうで
もないと論議して見ましたものの
結果的には御期待に副うような良
い案も得られぬまま、四十一年度
実施を目標に、一応の成案を得て
答申にまでこぎつけました。願わ
くばこれを基礎として実施のうえ

嘱託員制度改正の考え方

専門委員長 稲田 進

加治木町におい
ても、昨年五月二
十二名の専門委員
が委嘱され、たび
たびの会合を重ね
研究されました。

不肖私は柄にもな
くその委員長に互
選されました、学
識経験の豊富な各
委員の協力を得て
今日に至った次第
です。

いろいろ検討し
たたび案を練り
直し、先進地の視
察もして、ああでもない、こうで
もないと論議して見ましたものの
結果的には御期待に副うような良
い案も得られぬまま、四十一年度
実施を目標に、一応の成案を得て
答申にまでこぎつけました。願わ
くばこれを基礎として実施のうえ

加治木町におい
ても、昨年五月二
十二名の専門委員
が委嘱され、たび
たびの会合を重ね
研究されました。

不肖私は柄にもな
くその委員長に互
選されました、学
識経験の豊富な各
委員の協力を得て
今日に至った次第
です。

いろいろ検討し
たたび案を練り
直し、先進地の視
察もして、ああでもない、こうで
もないと論議して見ましたものの
結果的には御期待に副うような良
い案も得られぬまま、四十一年度
実施を目標に、一応の成案を得て
答申にまでこぎつけました。願わ
くばこれを基礎として実施のうえ

ぐあいの悪い点は階を追うて改善を加えていったならば、終わりに理想的なものになるのではないかと考えます。

各地区の説明会におきまして、大方の御賛成をいただき、これによって見よとの御意見であったことはありがたいことであつたと思ひます。

★改正の主な点は

① 嘱託員という名称を自治会長と改めました。

われわれの部落は自らの手で盛り上げようという自治意識に目ざめることが肝要と存じます。

嘱託員という名は、どうも役場職員の出先機関という臭いが強いということから、われわれの選んだ部落の首長という意味を強く意識していただくというものです

② 地区世話人を置くことにしました。

部落組織を適正規模にしたいということが第一のねらいでしたが一朝一夕に実現することは困難と思われまます。

③ 社会教育に関する責任を分担していただくことにしました。

従来の嘱託員は部落の各種社会教育団体とのつながりが薄く、たとえば、婦人会とか、PTAとか青年団、体育の団体とは無関係のところが多かつたため、社会教育の浸透に支障があるという意見もあり、今回の自治会長としての立場でこれらの諸団体の連絡を密にしていたら、部落公民館長として地区公民館主事地区世話人につながつて社会教育の振興に尽していただくというねらいです

④ 部落の規模に応じて、部を設け各部長をおいて責任を分担していただくことにしました。

たとえば、総務部、婦人部、青少年部、防犯部、納税部というようなものを適当に設けていただきますべてを自治会長に任せきりにせず、部落民が責任を分かち合い、相協力して、部落自治を盛り上げていくことにしたいとのねらいです

一、部落組織の歩み

支那事変や大東亜戦争がたげなわであつたころ、当町の部落組織も国の要請にそつて隣組の上に常会を設け、対戦と物資の供出態勢を確立し、ただ国の命による部落活動のほかは、いかなる政治活動も許されず、住民は一方的行動のほかには、その意志の反映も人権の尊重もなかつた。

これは、国をあげての強力な部落組織として内外ともに許してきしたが、住民意志の反映のない政治は、戦争終結によつて、ひとまゝりもなく崩壊してしまつた。

そうして、敗戦による混乱下では、これを再編成する力もなく、昭和二十三年ごろまでは有名無実な組織として、慣行的に存置されてきた。

一方、進駐軍の指令により戦前からの常会制度を廢止することとなつた。敗戦による、食糧事情の悪化は、逐次深刻化し、ついに供出制度と配給制度の出現となり、供出のため、あるいは配給の円滑を期するための部落組織の必要に迫られ、昭和二十四年ごろ当町も常会組織が組合組織にあらためられた。しかしながら、強力な供出制度と敗戦もない時期の混乱か

ら、だんだんこの組織も弱体化の一途をたどることとなつた。

こうした中で、敗戦より復興への住民意欲は、年を経るにしたがつて、旺盛となり、部落振興と町政への関心が逐次高まつてきた。

このため、昭和二十七年ごろ嘱託区制となり、町が任命する嘱託員により、部落組織の再建と強化を図ることとなつた。

当時町内の部落数は、一八〇であつたが、これは行政上非常に複雑であるため、第一次に一四三に統合、さらに九三部落に統合し、その組織は徐々に充実しつつ、

現在に至るまで、部落振興のため大きな力となり、町政の発展に少なからぬ実績を残しつつある。

二、現組織の問題点

終戦から復興へ、さらに講和条約、国連加入等、わが国の発展は世界に例のない急速な進展をしめし、世界の水準に勝るとも劣らない国勢となりつつあり、内においては、地方自治制度の高度化に伴い、民主政治の根本である市町村政治の充実が強く叫ばれ、あわせて住民サービスの向上が最も必要な段階となつてきた。

このため、部落制度も、この目的達成のため、最も強力な組織であることが強く要求される時代となつたのである。この観点から、

当町の現制度をみると、町政の部落浸透は一応達成されるが、逆に住民意志の町政反映という点が十分であると思われ。

すなわち、町執行部と一〇三部落の間は文書や、広報紙による伝達のほか、町が直接部落に向ひて町政につき懇談、あるいは指導するということは、その対象部落数が多いため、なかなか困難であり、仮に実施するにしても長期日数を要するため、年、数回の実施は到底不可能である。

全国の例によると、人口二万の市町村の部落数は七〇〜八〇程度が最も望ましいとされているが、当町はこれを相当上回つており、さらに最近一部地区においては、細分化の傾向にある。

三、改編の理由

このことは、あらゆる行財政の面に複雑な現象を生ずることとなる。

また、部落においても、住民の融和と、その振興を阻害するものであつて、このままの状態を放置することは、町政発展の上に多くの問題をのこすことにならう。これを打開するには、次の諸点が考えられる。

① 行政浸透の充実

先に述べたとおり、町政を浸透させる機会をできるだけ多くし、町民の町政に対する意識を向上させる。このためには、文書や、広報等による方法も大事であるが、地区ごとの町政懇談会を年、少なくとも二回程度実施することが、より一層重要である。

② 部落の統合

標準部落数約八〇にするためには、平均一部落六〇―七〇戸となる。しかしながら、現況は大は二〇〇戸より、小は六戸と大小さまざまである。

もちろん、その大小は地域により、やむを得ない状況にあるものもあり、一概に言い難いが、少なくとも農村地区においても、四〇戸の部落戸数に改編するよういたしたいが、このことは、一朝一夕には、実現しないし、その方向に指導する態勢をつくり、今後逐次合併を促進するよう努力したい。

③ 与論の吸収

住民の与論の吸収は、町政発展の上に、最も重要なことである。

現在役場では、住民課相談係を通じ、町民の苦情、相談等を個々に吸収しているが、これだけでは遠隔地住民の声は、十分吸収できない

いと思われる。これがため、日常住民に接しながら、町政に対する住民の与論を吸収し、町政に反映させる機関を町と、部落の間に設置したい考えである。

④ 部落相互間の融和と協調性の確立

現在の組織では、部落内の融和と協調性は、確立されてきつつあるが、一歩部落外に出ると、十分とは言えないと思われる。地理的な面、住民の地域性等を考慮し、一〇カ部落内外の部落が、相互に融和、協調するための地区制をもうけ、社会教育、地区振興のための機関としたいのである。

⑤ 自治活動の推進

現在の嘱託員制は、表面上は、町条例により、町が嘱託員を任命することになっている。これは住民の自治意欲を高揚させるには必ずしも適当でないと考えられる。

部落の組織はあくまで、部落住民の手で、すなわち、自治活動を推進する制度に名実ともに改めたい。

四、自治会組織

以上の目的を達成するため、部落組織を次のように改めたい。

現在の嘱託区を自治会にあらためる。部落の区割は当分の間は現

状のままとする。したがって嘱託員は自治会長に改名され、その選出は、自治会内の推薦、又は、選挙によることとする。また、会の中に別区次のような部を設け、それぞれ専門の立場で活動できる組織に改める。

五、地区自治会

組織の新設

町と部落

(自治会)との間に、新しく地区自治会を設置したい。

本町の戸数は、約五〇〇〇戸であるが、これを平均四〇〇戸程度を包括する地区とし、地理的条件を考慮して、各大字を区割りする。またその名称は、別記のとおり呼ぶこととしたい。

「地区自治会設置の基本的ねらい」
現在、本町行政の状況から考察し、実際に直接行政を浸透させ、あわせて住民の意志を行政に反映させるため、新たに中間機関として、地域総合振興組織を設置し、住民の自治振興意欲の高揚をはかり、より一層の、進展を期待したい。

① 地区、自治会

世話人の選出方法

新しく生れる機構であり、人を得て、その活動を盛んにするならば、部落や、地区の自治振興に大

きく寄与することを信ずるものであるが、その委嘱については、部落自治会において、その地区内に居住する者の中から適当な人選をなし、さらに地区内、部落自治会長連絡協議会において、選出したものを、その地区の自治会世話人とする。

ただし、部落自治会長との兼務を妨げない。

なお、部落自治会や、地区自治会の組織、任務及び、各会長の職務は後述のとおりであるが、部落自治会長の職務は従前と変りはないことを申し添えます。

② 地区自治会

世話人の仕事

★ 週一回役場において町、各種委員会(以下当局という。)等により、その月及び週の諸行事計画を周知し、この際行事として表われない当局の考え方、現に実施しつつある事務計画等の内容経過報告をなし、これに基づき各部落自治会長(以下「自治会長」という)に要旨の伝達をする。

★ 当局と部落間の特別な連絡

(例えばその地区を主体とした行事すなわち検診、予防注射、防除事業、道路改修、社会教育活動農改事業等その他)部落と当局間の連絡(緊急災害、部落内の諸行

事並びに計画、前記に対する当局の手配、手続等その他)

★ 地区並びに部落振興育成
地区内部落自治会長連絡協議会をもち、その地区の総合的な振興策(交通、経済、教育、文化、民生、衛生等各般にわたる立地条件にマツチする、しかもその事がその地域の部落振興になるための最少経費をもって可能なもので、地域住民の協力の得られるもの。)

部落の現時点における状況を常に観察し、その部落の振興に障害となっている点の指摘及び指導助言をなし、一歩でも前進するよう育成方協力をなす。

★ 部落相互連絡調整

まず横の協和を第一とし、部落根性もよい場合もあるが、この調整につとめ、部落相互がむすびつき、いわゆる広域行政がスムーズに行なえるように、またその地区内の優秀部落に少しでも近づけてゆくように最善の努力を願ひ、お互いに住民同志が見学したり、意見の交換をする等、また新転入者の部落新規加入あつせん等の仲介の労をとつてもらう。

★ 統合推進

前記と関連し、特に、細分化された原因を探究し、他部落との入り乱れを調整しつつ統合への仲介役となる。現在ではこの仕事が一番

大の問題点であると考え、特に町地区においては都市計画施行後の町名が有名無実の状態であった最終的には登記簿上の町名に準拠した、通り会にしたいのでそのよき相談相手となる。

★ 地区と論の処理並びに反映に
関すること

従来、この問題が不円滑であったが、部落の与論があれば世話人で処理できるものは処理し、処理できないものはその他の部落の与論と調整をしつつその地域の与論と合わせ、当局に一応反映させて当局の意見をききつつ協議をなし実行可能なものは実行し、実行不可能なものについてはその対策につき十分なる協議をなす。この場合でできる限り部落中心を地域中心に切り替え、それが他地域への発展につながるものであることが望ましい。

★ 社会教育に関すること
この問題は特に本町の自治振興上徹底を期さねばならない重要な問題であって、別記、組織図のとおり地区世話人はその地区の公民館主事となり、常に自ら研修に努めるとともに町公民館と密接な連絡をとりつつ指導をうける。

その具体的な実践については後述するが、部落公民館の活動に助言協力し、地区内部落公民館長連絡協議会の開催、部落公民館会合への傍聴等をなし、絶えず社会教育の向上に努力する。

従来、すべての会合にはそのつと係のみが出席していたが、今後はずとめて当局も出席するようにし、われわれの部落は自主的にわれわれの手で振興するんだという意欲を盛り上げる。

さらにこの骨子を述べると地区公民館活動の構想として

① 時代の要求、労力不足、反面役員になり手がないということとで自主行政の推進の必要が要求されること。

② 社会教育、経済建設その他行政全般について広域における要請が考えられること。すなわち

- ① 農家群の再編成、土地集団化、主産地形成、これには農業構造改善事業、農村三作運動(機能集団育成、学習集団育成)、営農指標の策定、基盤整備(農道、井セキ、水口等)
- ② 学習集団、学習課題の総合化
男子成人学級、婦人学級、老人クラブ、子ども会、親子会等
青少年不良化対策、社会体育等
それぞれのグループの結び付け、学習に必要な講師、指導者の招へい
- ③ 学習における一般行政と教育の総合化
環境美化衛生、消防、道路、新設改修、農業構造改善事業等
- ④ 各種機関団体との連絡提携
農協、共済、森林組合、商工会
土地改良区、その他婦人会、PTA、青年会、文化団体等

個々の小部落活動からさらに大同団結の地区活動に飛躍前進を期す。

① 効率的教育的な地区公民館となる。
従来、部落における教育活動は場当たり式断片的になりがちで、ともすると視野が狭いため自主的に地域の課題を発見、解決する方途を講ずる機会をとらえることが困難であると思われる。

② 農村近代化へ前進する地区公民館となる。
農業の構造改善とか、経済流通の革新とか消費者共同体制とか、新生活運動とか一小部落ではどうにもならないのである。
小さい部落根性や因習、伝統もしくは個人感情のある間は絶対に農村近代化は困難であろう。
したがって、このような市の広い地域活動の中で部落の活動を引き上げ、部落活動からさらに地区活動を逆に盛り上げる組織が望まれるわけである。

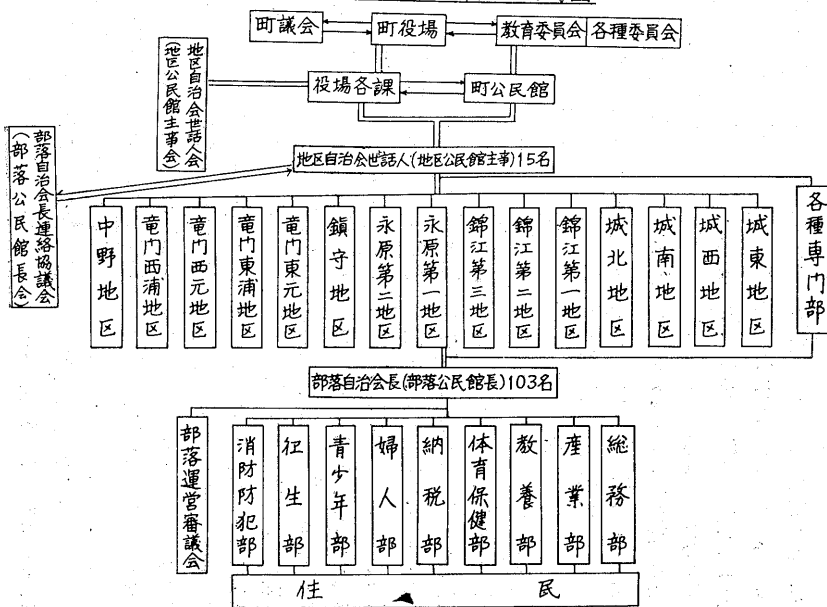
③ 合理的に強力に活動のできる地区公民館となる。
地区公民館は地方公共団体(町村)の設立し得る最少の公民館として明らかに認められる。
★ その他部落住民並びに自治会長から依頼された事項の処理、その他必要な事項
したがって、従来からのしきたりにもあると思われるので、前述の目標に向って少しづつでも前進してほしいものである。

自治会と公民館の関係を整理し、自治会と公民館の役割を明確にする。

自治会と公民館の関係を整理し、自治会と公民館の役割を明確にする。

自治会と公民館の関係を整理し、自治会と公民館の役割を明確にする。

加治木町地区並びに部落組織図



話し合い

実践活動

住民の要求

住民

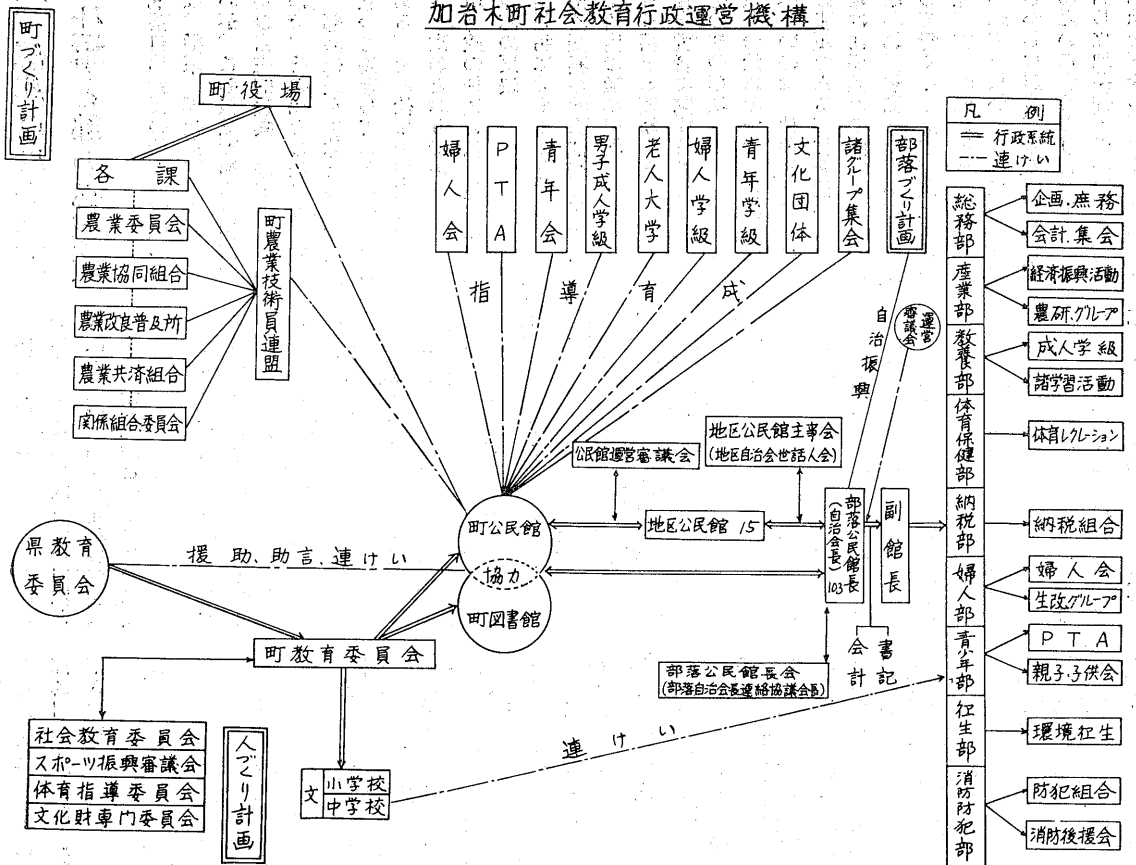
地区の課題

部落の課題

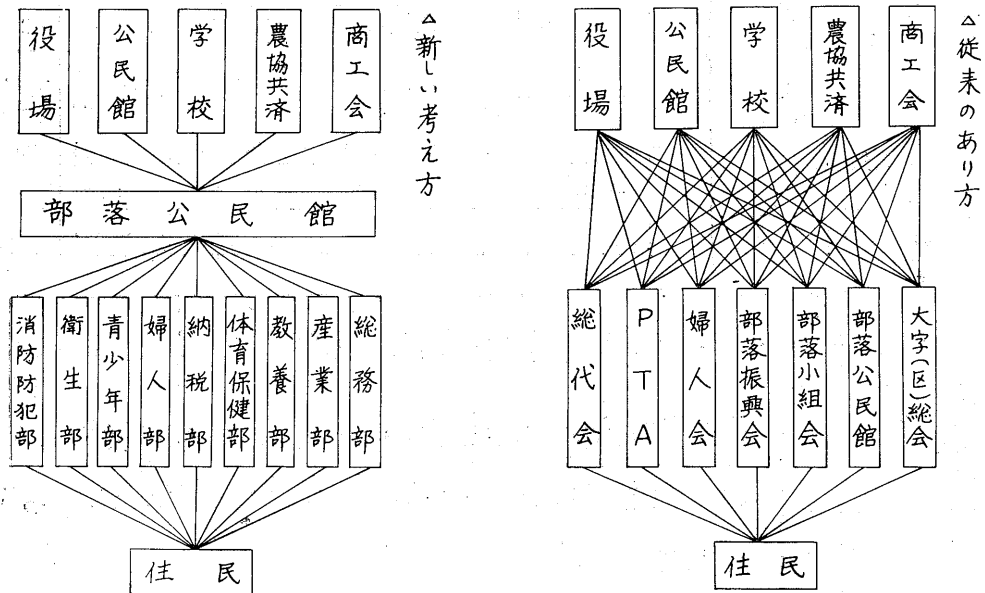
行政

施策

加岩木町社会教育行政運営機構



部落公民館の姿



六、部落自治会長の仕事と部の必要性

★部落自治会長の仕事内容については、従来(囑託員)と変わりはないが、この組織改編の目的が、部落の自主的振興を基本としているので、その個々の任務については、部落住民を主体とした考え方に立って処理していただきたいのである。その仕事の主なものを挙げるのとおりである。

- 町行政の伝達と執行並びに住民意志の反映
- 諸証明に関すること。
- 部落振興の計画推進(部活動)
- 部落内の融和協調
- 他部落との連絡提携
- 社会教育に関すること
- その他の事項

以上の仕事の中で、特に、申し述べたいのは、他部落との連絡提携の事項である。従来他部落との連絡は住民個々の間においてのみ行なわれ、組織と組織が相互に提携して行くことは、町政上においては、或る問題が起きない限り行なわれていなかったと思われる。しかしながら、近隣の部落同志がお互いに手を取り合っており、それと同じ立地条件下においての諸種の問題を解決して行くことは、部

落振興を期する上に不可欠のことである。ここに地区自治会組織と地区内部落自治会長連絡協議会(以下地区協議会という。)の必要性が生れてくる。

そこで部落自治会長は、この地区協議会の講成員であることよって、地区内における、他部落との連絡提携が推進されることを願う次第である。

★次に社会教育に関する事項であるが、従来囑託員制度では、組織の上での社会教育は全町的に取り入れられていなかったといえる。しかしながら、部落が振興する過程において欠くことのできない要素であるので、今回の改正は特に、町公民館―地区自治会―部落自治会の組織の上に明確にこの事項を取り入れたのである。

★部の構成

部落の振興は、部活動の上になされるのであって、部落内において、それぞれの専門の分野で、直接関係のある人々が、グループ活動をとおして、その発展を期することは、重要であり、ひいては、部落振興のためにぜひ必要な組織である。

そこで、部落はそれぞれの特殊性等を考慮に入れながら、必要な部(後記する規約に例示する部)

を新設して、この活動を通して、部落自治会の振興を促進していただきたい。

七、部落自治振興助成費の内容

① 自治会長手当相当額の助成

従来、町は部落囑託員に対して囑託員手当を毎月支給してきたが囑託員制度を廃止することによりこの手当の支給も廃止される。しかしながら、部落においては、新しい自治会長に対する手当を当然支給されるので、この手当相当額を町が部落に助成費として、支給することとなった。その額は下図のとおりである。

② 組織に対する助成

自治会の戸数に対し、その数に比例して新しく助成するものとす。

これは、近年逐次部落が細分化される傾向にあるので、これを防止するとともに、さらに上場地区下場地区のそれぞれの望ましい部落戸数に近づけることを目的とした助成である。

その内容において、当町のように町地区並びにこれに類似する部落形態と、純農村的部落形態とはその標準戸数に近づぐため統合への努力、或いは組織づくりにおいて、おのずから相違すると思われるので、この点等を特に考慮して助成することとした。

区分 算出の内容	自治会助成費(手当相当額)			従来の囑託員手当額 D	差引 (C-D)	
	A 1戸当(月) 円	B 町総戸数	C A×B×12ヶ月 年間所要額 円			
均等割	4	5,000	240,000	480,000	△240,000	
地勢手当	上場	25	1,128	338,400	297,790	40,610
	下場	20	3,872	929,280	724,064	205,214
調査手当	7	2,282	191,680	191,680	0	
計			1,699,368	1,693,534	5,824	

世帯人口の動き
(昭和41年3月1日現在)

- ◎ 世帯数 5,266
- ◎ 人口 19,269人
- ◎ 2月中の自然増減

出生	21	死亡	24
転入	127	転出	49

**3月の
家庭の日は
20日です**

この広報紙は大切に保存してください。
「部落自治会の話し合いには、もちろん利用していただきますが、いろいろな会合で有効に使ってください。」

◎ 上場地区		40戸を基準とする	年額
		(35円 × $\frac{100}{100}$ × 40 = 1.400円)	
戸数	算出基準		
10~19	35円 × $\frac{60}{100}$ × 戸数 = 年助成額		
20~34	35円 × $\frac{80}{100}$ × 戸数 = "		
35~49	35円 × $\frac{100}{100}$ × 戸数 = "		
50~64	35円 × $\frac{100}{100}$ × 戸数 = "		
65戸以上	35円 × $\frac{120}{100}$ × 戸数 = "		
◎ 下場地区		60戸を基準とする	年額
		(35円 × $\frac{100}{100}$ × 60 = 2.100円)	
戸数	算出基準		
20~34	35円 × $\frac{60}{100}$ × 戸数 = 年助成額		
35~49	35円 × $\frac{80}{100}$ × 戸数 = "		
50~64	35円 × $\frac{100}{100}$ × 戸数 = "		
65~79	35円 × $\frac{100}{100}$ × 戸数 = "		
80戸以上	35円 × $\frac{120}{100}$ × 戸数 = "		

八、地区自治会世話 九、新しい組織に 人手当の助成 するための計画

今回の改編により地区自治会制度が新設されるので、この世話人に対しては、その地区の戸数割と均等割で手当が助成される。しかし上場地区に対しては、地勢に応じて別に手当が加算される。

- ◎ 上場 (12円 × 地区戸数) + 地勢手当
2~3円 × 地区戸数) + 2000円
= 一カ月分手当
- ◎ 下場 (12円 × 地区戸数) + 2000円 =
一カ月分手当

① 部落説明会の実施

先に各地区ごとに部落囑託員会を開催しましたが、その資料に基づき、三月中旬までに囑託員の方から部落会を開いて、細部の説明会を実施していただきたい。

このため、必要であれば関係職員を説明のため、派遣するので、日時、場所を総務課まで通知していただきたい。(夜間も可)

② 部落自治会長を選出

前記説明会が終了すれば、三月中旬に新しい、部落自治会長を選出し、三月末までに、町にその氏名と、各部長の名簿を提出していただきたい。

③ 地区自治会世話人の選出

四月初旬に部落自治会長の總會を招集し、地区自治会長の選出のための、説明会を実施した後、これに基づいて四月中旬ごろ、地区自治会世話人を選出し、町長に報告していただく。

④ 発足の時期

昭和四十一年四月一日から新しい部落自治会組織で発足します。

部落自治会規約(参考案)

第一章 総則

第一条 この会は○○部落自治会
といい、事務所を部落公民館または会長宅におきます。

第二条 この会は部落内に居住する全員をもって組織します。

第三章 目的

第三条 この会は○○部落住民が自主的に運営し、部落民の親ばくと結束のもとに住民の実生活に即する教育及び、文化生活に関する各種の事業を行ない、もって教養の向上や健康の増進をおして、明朗豊かな部落づくりを努めることを目的とします。

第三章 組織及び事業(任務)

第四条 この会は次の部を組織します。

- 総務部、産業部、教養部、体育保健部、納税部、婦人部、消防防犯部、衛生部、青少年部

第五条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行ない、各部はそれぞれの任務をもちます。

総務部 この会は運営上の庶務、予算、決算の処理、備品の管理、保存、各部門の連絡調整及び部活動の推進、部長会の開催などを行ない、部落の向上、発展に関するすべての企画運営にあたります。

産業部 各種産業の振興と経済生活に関する講習会、研修会、品評会等を開催し、経済生活の安定を図ります。

教養部 講習会などの学習の機会を企画し、明るい協調的な社会人

としての資質を養います。

体育保健部 各種のスポーツ活動を企画し、全員の体位向上や健康の増進を図り、体育レクリエーションの活動を通じて融和の気運をつくり、衛生部と協力して健康な部落づくりに努めます。

納税部 納税についての意識向上を図り、期限内納税に努めます。婦人部 日常生活を合理化するための生活改善の推進をはかり、栄養教室や講習会を開催します。

消防防犯部 防火思想の普及、火の元の調査など部落を安全にするための防犯策を講じます。

衛生部 1カヤハエのいない部落づくりのためにヤブ払い、下水清掃などを企画し、健全な明るい部落づくりに努めます。

青少年部 子ども会やスポーツ少年団の育成を図り、学習活動、スポーツ活動を企画し、健全な青少年の育成に努めます。

第四章 役職員

第六条 この会に次の役職員をおきます。

- 会長一名、副会長一名、部長各一名顧問若干名、監査員二名

第七条 この会の役職員は次の方法で選出します。

会長、副会長、部長、監査員は全員の互選又は推薦により選出し

地区自治会区割表

地区名	部落名及び戸数	戸数計
反土、町地区	城東 新町 61 日木山黒川 42 天神 103 反土黒川 19 東諏訪 118 西諏訪 95 吉原 93 小陣 62 下新道 133 ノノ上 16 里ノ下 42	784
	城南 垂浜 95 江湖 26 今町 124 ノノ上 201 浦生田 75 端山 132	653
	城西 柳田 182 於里 84 新富団地 46 中 162 竹下 69	543
	城北 西反土前 30 西反土後 49 萩原 114 高井田 83 城 13 口ノ町 25 内原田 28 札立 48 川原 29	419
小計		2,399
木田地区	錦江第1 向江町 83 東塩入 83 中塩入 63 南塩入 39 西塩入 61 西塩入中 29 西塩入下 50 江口団地 24 岩原東 103 岩原西 163	698
	錦江第2 浜村 82 須崎西 32 須崎上 38 須崎東 92 療養所 70 弥勒 58	372
	錦江第3 新楠園 45 西ノ原 31 楠園東 41 上小田 25 中福良東 28 中福良後 44 上小田 72	286
	小計	
西別府 辺川地区	永原第1 丸岡 17 隈原ト 20 隈原上 32 永原上 74 市野々 6 下 嶽 29 上 36 堤水流 12	226
	永原第2 高浦谷上 29 高浦谷下 47 桑迫 34 曲田 16 桃木野 23 西ヒナバ 17 東ヒナバ 12	178
	辺川 辺川市 46 辺川中 21 鶴ノ原 27 野 14	108
	小計	
小山田地区	竜門東元 布越 34 井手向 22 高崎 13 谷六口 18 徳水 18 小田倉 16 迫下 30 迫上 16	167
	竜門西元 御狩山 12 麓 13 毛上 63 茶碗屋 30 伊部野 26	144
	竜門西浦 石野 19 鞍掛 18 永山 13 下東木 18 上東木 13 赤谷 17 西浦西 32 地久里 7	137
	竜門東浦 上川内 10 川内 42 市来原 53 新開 17 宮田ヶ平 25	147
	小計	
日木山上場地区	中野 中野 44 楠原 28 弓削 26 長谷 35	133
	小計	
合計		4,995

ます。

顧問は会長が推薦し、全員の承認を求めます。

第八条 この会の役員員の任務は次のとおりとします。

会長は公民館長を兼務し、この会を統理します。

副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは、これを代行します。

部長は協力して部の運営に当たります。

顧問はこの会の運営について会長の諮問に応じます。

監査員は会計監査に当たります。

第九条 役員員の任期は〇年とし

ます。ただし、留任はさしつかえありません。なお、役員員中に欠員を生じた場合は会員の中から補充し、その任期は前任者の残任期間とします。

第五章 会議

第十条 この会に次の機関をおきます。

一、総会二、審議会三、定例会四、部会

第十一条 総会は毎年一回、三月に開催します。

ただし、会長若しくは地区自治会世話人が必要と認めるとき、又は会員総数の三分の一以上の要求があった場合は臨時に開くことが

できます。

総会の議決する事項は次のとおりとします。

一、予算、決算の承認二、役員を選出三、諸行事の決定四、規約の改廃五、その他重要な事項。

第十二条 審議会は会長、副会長、部長、班長をもって構成し、必要に応じ会長が招集します。

定例会は毎月一回開催します。

部会は必要のつど部長が招集します。

第十三条 この会のすべての会議は構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意によって決めます。

第六章 会計

第十四条 本会の経費は部落会費および町の助成金、その他の寄附金等をもってこれにあてます。

第十五条 この会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月末日までとします。

第十六条 この会に備え付ける帳簿は次のとおりとします。

会員名簿、出席簿、会議録、諸会則、文書つづり、備品台帳、役員名簿、会計簿、行事予定表、財産目録、その他。

附則

この規約は昭和四十一年四月一日から実施します。



社会福祉協議会へ

一金式千円也

新開

一金参千円也

高井田

一金式千円也

鶴原

一金式千円也

垂之口

一金参千円也

市野々

一金参千五百円也

西之原

岩崎クイ殿

右は昨年十一月十九日から十一月三十日まで、いただいた寄附金でしたが、記載洩れいたしておりました。深くお詫び申し上げます。

なお、一月三十日発行の「広報かじき」中新富町高橋フイ殿とあるはフヂ殿と訂正してお詫びいたします。

(町社会福祉協議会事務局)

火災に対するお礼

一金参万円也

錦江町

宮崎才蔵殿

このほか、福祉協議会と町育英会へ十数名の方から寄附をいただいておりますが、次号に掲載いたします。